平成30年8月8日 開 会 平成30年8月8日 閉 会 平成30年8月 臨時会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

平成30年第3回川南町議会臨時会(8月)会期表 [1日間]

目次	月日	曜	摘 要
第 1日	8月 8日	水	開 会 本会議(議案上程・提案理由説明・質疑・ 討論・採決) 閉 会

目 次

告	示	
応招請	養員·	不応招議員
		第1号 (8月8日)
本日の)会詞	義に付した事件
出席請	義員·	欠席議員·事務局出席者·説明員
開	会	
		諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名
		議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決 (議案第43号 売 買契約締結について)
		議案上程·提案理由説明·質疑·討論·採決 (議案第44号 平成30年度川南町一般会計補正予算(第2号))
		議員派遣の件について
		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
閗	<u></u>	

川南町告示第88号

平成30年第3回(8月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。 平成30年8月6日

川南町長 日 髙 昭 彦

- 1 期日 平成30年8月8日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(12名)

1番	蓑 原 敏 朗	君	3番	児 玉 助	力壽	君
4番	内藤 逸子	君	5番	税田	榮	君
6番	德弘 美津子	君	7番	三原明	手美	君
8番	河野 浩一	君	9番	安藤 洋	羊 之	君
10番	林 光 政	君	11番	竹 本	修	君
12番	福岡仲次	君	13番	川上	昇	君

○ 不応招議員(1名)

2番 中村 昭人 君

平成30年第3回川南町議会臨時会(8月)会議録 平成30年8月8日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

平成30年8月8日 午前9時00分開会

日程第1諸般の報告について日程第2会期の決定について日程第3会議録署名議員の指名について(福岡仲次・蓑原敏朗)日程第4議案第43号 売買契約締結について日程第5議案第44号 平成30年度川南町一般会計補正予算(第2号)日程第6議員派遣の件について

日程第7

出席議員(12名)

 1番 蓑原 敏朗 君
 3番 児玉 助壽 君

 4番 内藤 逸子 君
 5番 税 田 樂 君

 6番 德弘 美津子 君
 7番 三原 明美 君

 8番 河野 浩一 君
 9番 安藤 洋之 君

 10番 林 光 政 君
 11番 竹 本 修 君

 12番 福 岡 仲 次 君
 13番 川 上 昇 君

欠席議員(1名)

2番 中村 昭人君

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町	長		髙	昭	彦	君	副町長	 清	藤	荘	八	君
教育	長	······ 🛧	: 村	•	誠	君	会計管理者· 会計課長	 岩	切	拓	也	君
総務	課長	押]	義	光	君	まちづくり課長	 **	田	政	彦	君
産業	推進課長	: Д	本		博	君	農地課長	 新	倉	好	雄	君
建設	課長	大	: Ш	幸	男	君	環境水道課長	 篠	原		浩	君
町民	健康課長	:	іП	幹	夫	君	教育課長	 大	塚	祥	_	君
福祉	課長	=	角	博	志	君	税務課長	 - 日	髙	裕	嗣	君
代表	監査委員	(村	裕	<u> </u>	君						

午前9時00分開会

○議長(川上 昇君) ただ今、中村昭人議員から都合により欠席するとの届け出がありましたので、御報告します。

ただ今から平成30年第3回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

ここで町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〇町長(日高 昭彦君) 臨時議会に先立ち、今回の普通交付税算定誤りについて説明と お詫びを申し上げます。

議員各位、すでに新聞報道等で御存じのとおり、平成30年度の普通交付税の算定数値を 国に報告する際に、担当者が誤って算定の基礎となるべき固定資産税の課税標準額を税額で 記載報告したことが原因であります。

今回の誤った報告により算定された普通交付税の影響額は、約3億 8000 万円の減額となっております。今回、このような事態を招いたことは、担当者の報告ミスとはいえ、組織としての厳重なチェックが出来ていなかったことが原因であり、今後はチェックリストの作成や報告数値の精査を担当課及び総務課で実施するなど、再発防止に努めてまいりたいと思います。議員の皆様をはじめ、多くの町民の方々に御心配、御迷惑をおかけしたことをこの場をかりてお詫び申し上げます。

○議長(川上 昇君) 日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。なお、例月出納検査の結果についての報告はお手元に配布してあるとおりであります。 以上で、報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間とすることに決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、福岡仲次君及び養原敏 朗君を指名します。

日程第4、議案第43号売買契約締結についてを議題とします。

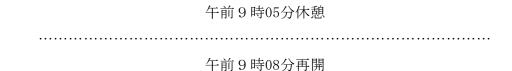
朗読は省略します。本議案について提案理由の説明を求めます。

〇町長(日髙 昭彦君) それでは議案第43号につきまして、その提案理由を御説明申し上

げます。

この議案は、消防団第2分団第9部の消防ポンプ自動車の購入について、入札の結果、株式会社武田ポンプ店、代表取締役社長 濵崎幸夫氏を相手方とした契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

〇議長(川上 昇君) 暫時休憩します。



O議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(蓑原 敏朗君) すみません、議案第43号についてちょっと質問をさせていただきます。

開札調書がないからちょっとわからないんですけど、町内の自動車を販売する業者はある わけですけど、その方たちは入札に入っていたのか、あるいはもう、もともとその対象とな り得ないのか、その辺、お答えお願いします。

○総務課長(押川 義光君) 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

消防ポンプの自動車につきましては、平成30年度、平成31年度の競争入札有資格者名簿に 登録された業者のうち消防ポンプ自動車を取り扱っている業者を全て選定したところでござ います。

したがいまして、町内の業者の方々につきましては、消防ポンプの自動車の取り扱いを行っている業者ということでは登録されていなかったものですから、町内の方々については今回の入札には入っていません。

以上です。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第43号売買契約締結について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号売買契約締結については原案のとおり可決されました。 日程第5、議案第44号平成30年度川南町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。 朗読は省略します。本議案について提案理由の説明を求めます。

〇町長(日高 昭彦君) 議案第44号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。 この議案は、議会冒頭説明させていただきました普通地方交付税の報告ミスに伴う減額の 交付決定を受けまして、歳入の9款地方交付税3億2583万4000円を減額し、17款繰入金の財 政調整基金繰入金により同額を増額するものであります。

減額交付となった経緯については先に説明したとおりでありますが、今回の減額となった 普通交付税については翌平成31年度に交付される予定であります。よろしく御審議の上、御 決定いただきますようお願いいたします。

○議長(川上 昇君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

内藤逸子君、マイクを近づけてください。

〇議員(内藤 逸子君) 議案第44号平成30年度川南町一般会計補正予算(第2号)について伺います。

補正予算は3億2583万4000円となっていますが、新聞報道では3億8000万円の減額という報道がなされています。金額の違いは何なのか、今回の算定ミスはなぜ防げなかったのか。 最初の計算をした人を責めるのではなくて、なぜなのかを追求すべきではありませんか、いかがですか。

〇総務課長(押川 義光君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、金額の違いでございますが、これにつきましては、当初予算で普通交付税の見込みを立てて予算計上をしております。それから確定額、交付決定を差し引きました金額が今回の提案の3億2500万円という数字になっておるところでございます、正確には今回の補正予算の3億2583万4000円という数字になっております。当初予算から今回の交付決定を差し引いた分の差額が3億2583万4000円でございます。その前の普通交付税の試算の中では、町の試算で3億8084万5000円の過少ということになったところでございます。本来の今回の誤りによる数字的な算定の結果は3億8084万5000円ということになったところでございます。

それから、今回のミスの最大の原因というところでございます。今までずっと基準財政収 入額については税務課のほうで算定をされ、そして、直接、市町村課に報告をされるという 形態をずっととってきておりました。ただ、今回の状態の中で、ではそれをどうやって防ぐかということになりましたときに、我々としては税務課と最終的に交付税の担当をしております総務課の財政係、そこで二重のチェックを行うことで防いでいこうということで、報道関係それから議員の皆様方の説明書にはそのような形で書いたところでございます。以上です。

- **○議員(内藤 逸子君)** 県からの問い合わせに誰が間違いないと返事をしたのか、なぜ計算をやり直すことをしなかったのか伺います。
- ○税務課長(日髙 裕嗣君) それでは、ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。 県からの問い合わせに、間違いないという回答をしたかといいますと、今回間違いが発生 したのが固定資産税の償却資産のうち、「総務大臣配分」分というところでございますが、 この欄を昨年度記入していなかったんですが、今回それを記入したということで、その影響 により税額が増えたというふうに担当者が認識しておりまして、その旨を回答しているとこ ろでございます。

以上です。

- ○議員(内藤 逸子君) 人間がすることだから間違いはあります。これまでにも固定資産税の間違いもありましたよね。間違いがあったときの対処方法を職員全体、全員が共有するシステムづくりはしていますか。税務課だけの問題ではないと捉えて、身を引き締めなくてはなりません。事後の対策をどのようにされたのか伺います。職員教育とか何かされたと思いますがいかがですか。
- 〇税務課長(日髙 裕嗣君) それでは、内藤議員の御質問にお答えいたします。

税務課では今回の案件を受けまして、小さな間違いが大きなミスにつながるということで 職員にそれを共有して、今後は、担当者はもちろんですが、係長、課長、決裁の内容もしっ かり見ていこうということで課内で話をしたところでございます。

以上です。

○総務課長(押川 義光君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

職員全体にやはりいろんな分野での間違いを起こさない手立てをどうとっていくかということで、去る8月2日の行政経営会議でも、やはりいろんな数値の報告をやる段階で各課、それから関係する課で連携をとりながら、きちんと精査に次ぐ精査をして、そして間違いないかどうかを確認した上で報告するように、各課課長等に口頭で話をしたところでございます。

また、具体的なことと申しますと、この地方交付税につきましては、先ほど申しましたとおり税務課と総務課でダブルチェック、トータルでいくと起案して6人の目できちんと確認し合って、そして提出というふうな具体的な手法をやるようにしたところでございます。 以上です。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(徳弘美津子君) 議案第44号について質疑いたします。

幾つかあるんですが、同僚議員の言いましたのがあるので、ちょっとダブることもあるか と思いますが容赦願います。

まず、先ほど言いましたように交付税算定については6人の目で見ていくってありましたが、基本的に交付税算定の基礎っていうのは、さまざまな数字の積み上げだと思うんですね。保育所の人員が何人とか、いろんな人数の中で算定基礎を割り出すわけですけれども、それまで含めたときに、交付税算定の基礎を算出するかは幾つの課にまたがり、幾つの係がそれを担当するのかという認識をどのようにされているのでしょうか、それに対する職員がどれぐらいいるのか。

例えば、このようなミスが一人の作業負担が大きいから、例えば行革によって職員が随分減らされております。町民に言わせると、臨時が多いからよという話も出ております。だからその責任を持たない職員が増えたんじゃないかということまで言われておりますので、そのあたり管理者として、どのように職員が負担をどのように考えているのかという確認の中で、この交付税算定に関する人が、どれくらいの人がそこに関わっているのかを確認したいと思います。

それから、本来この交付税算定はいつ提出をされ、県から金額の確認があったのがいつで、 今回この算定の誤りについて発覚したのがいつかというのがわかりましたらお願いいたしま す。

〇総務課長(押川 義光君) 徳弘議員の御質問にお答えいたします。

まずは、交付税の算定にいろんな数値を用います。それにかかわった職員ということでは ございます。

基本的に、税務課の基準財政収入額以外の数値につきましては、総務課の財政担当のほうで各課等の担当者、これは職員でございます、職員といろんなやり取りをしながら数値を確定していく作業を行っております。もちろん道路延長とかいうと建設課でございますので、そのあたりは建設課から直接県の土木のほうにいろんな調査があって、町道延長等は報告いたします。その数値をきちんと総務の財政のほうとも協議しながら交付税の中で算定の基礎に数値を上げていくという、その連携をとりながら進めておるところでございます。

その他のごみの量とか、諸々の行政のいろんな数値報告がございます。それは、うちを中心として全ての課の担当者、これは先ほども申しましたとおり臨時職員でなく職員が担当しておりますので、その担当と直接のやり取りをして、最終的にうちが報告を、交付税の報告書を上げるという手順で行っておるところでございます。

それから、今回のことでございますが、大体4月に今回の報告数値は上げてあります、税 務課からですね、4月に上げてあります。そして諸々の数値等を調整しながら、最終的にこ の状態がわかったのが7月の初めでございます。

それで、7月中に市町村課のほうに口頭ではございましたけれども、何とかこの部分は今

年度中に調整できないかという、かなりお願いをしたんですが、もう国から今の段階ではやはり物理的にも無理だという回答をいただきまして、最終的に7月24日までは国が交付決定を発表すると。手順としては、国が最終的に決定をしたものを閣議決定をして、それから発表になると。結局私たちがそこの7月の初めから24日までの間にいろんな調整を県の市町村課と行ったというのが実態でございます。

今年度中の修正が無理というのは、もう国のほうから7月の初めの段階でわかりましたので、次の段階として7月の中旬に、私、県の市町村課に参りまして、報告数値の誤りのお詫びとともに、今後の対策ということで市町村課長と協議をし、最終的に来年度交付の予定ということで、県のマスコミ発表にも書き込まれておりましたけれども、31年度、調整をして交付予定というところまでこぎつけて帰ってきたところでございます。

最終的に7月24日に国のほうから発表があり、県もそれに合わせて発表、あわせて県の報 道機関に県の報告資料とあわせて町のお詫びと報告資料を同時にマスコミのほうに発表した というところでございます。

以上でございます。

○議員(徳弘美津子君) この算定を出すのが7月の初めということなので、やはりこういうものに長けた職員がやっぱりやらなければならないと思うんですが、実際、業務の流れとして、本人がその入力ミスなのかもしれません、記載ミスなのかもしれませんけど、それを最終的には上の方が、補佐であったり課長だったりが印鑑を押すはずですけれども、そこの確認作業ができていたのか。

今、管理能力と言われますけども、そこあたりがどのようにシステム的に民間では考えられないような世界だと思うんですね、そういうものがやられているのかなと。それから極端に言えば、これも町民の方の御指摘、内容不確認判を上の者が押しているんじゃないかと。で、最終的には町長が押しているんだろうとか言われるけど、まあ、町長という世界はまた住民は必ず言うんです。職員の上には町長がいるので、最終的には町長がそれを、内容不確認判を押したんだろうということを言われますので、そこあたりの確認作業というものをやはり1人の方にしていたことが今回は、今後はそういうことがないようにと言われますが、今まで、逆に言えば今まで本当にこの交付税に対して全くミスがなかったのか、金額が多少であれ、それがなかったのかと。今回初めてこういうことが起こったのかということが、そうなのかなというのがちょっと、これだけ交付税とかたくさんの数値の積み上げなので、今までそういうミスが本当になかったのか、それから確認がもしあるのかないのかというものをちょっと確認したいと思います。

○総務課長(押川 義光君) 徳弘議員の御質問にお答えいたします。

まず、内容不確認判という御指摘でございますが、ずっと以前からそういう話もありますので、やはり各課長等にはきちんとやはり課内のいろんな事柄を精査した上で、そして決裁印を押すようにということで、これは副町長以下、私たち、特にこの4年間いろいろやって

きたところではございます。もちろん平成25年から6年にかけていろんな事柄もありました。 それから毎年のようにいろいろ決裁上の問題もありましたので、そこをやはり私たちは深く 反省し、やっているところではございますけれども、起こってしまったという状況でござい ます。

そういうことから、今後もより襟を正して、きちんとやっぱりやっていく、まずは私みずからもきちんとそこはやっぱり反省して、今回の件については本当にお詫びをしながら、次の世代にやっぱりきちんと繋いでいくという覚悟をしているところでございます。

それから、今までなかったのかという御質問でございますが、実際、3年に1度、交付税の検査というのがございます。これは市町村課の職員が直接川南町に出向いて、全ての数値の根拠を全てチェックして帰るということでございますが、その中でも金額はわずかな金額ではありますが、結構やはり3年に1度ですけれども指摘されて調整を図っているところでございます。今までも数値等の取り違えとか、若干の県との整合性が若干違うというようなことがあって、その錯誤というような形で3年に1度交付税検査を受けて、そして翌年度に調整をしてもらっている、もちろん増額の場合もございます、そういう場合もありまして、今までもそういうのは多少あったという状況であります。ただ、今回のような大きな事件というのは今までで初めてでございます。

以上でございます。

○議員(徳弘美津子君) やはり同じ課のコミュニケーションというのも特に必要ではないかなと思うんですね。例えば県から指摘があったと、県が指摘をするということは違うぞというのが明らかにわかるわけだから多分指摘があったと思うんですね。そのときに誰がまず最初に聞いて担当課につないだのかと。そのときに県から直接担当課にいく世界なのかっていうのもちょっと疑問なんですが、万が一、そこが課長であり補佐である方が、そこの聞いたときに大丈夫かって言ったら、本人が絶対に大丈夫ですっていう世界なのか、ちょっと待ってくださいと言って、やっぱり前年度比をすればわかることだと思うんですね。やっぱりそういう当たり前のことができていなかったのではないかと。

やっぱりコミュニケーション、やっぱりその課の中で、やっぱり信頼もいいんでしょうけども、やはり人を守るためには、逆に言えば上の人はしっかりとそういう県から指摘があったときに、本当に大丈夫って言うぐらいの目で見ていかないと、最終的にはその職員を守っていかないことになるんですね。

今からいろいろまた話もあるでしょうけれども、そういうときには、やっぱり上の人はそういうことがないようにするために、やはり守っていかないといけないと思います。そのためにはやっぱりそのチェック、県からきたときのチェック機能が働いていなかったのではないかと思いますが、課長、今一度そのことについて御答弁お願いします。

○税務課長(日髙 裕嗣君) 徳弘議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの県からの連絡は、総務課の財政のほうの担当者にありまして、総務担当職員から

税務課の担当職員のほうに間違いではないかという連絡がありましたということで、話があっております。その際に、その話を受けた担当のほうが、先ほども申しましたとおり、固定資産税の総務大臣配分については、昨年度記入していなかった金額を今年度は記入したということで増額したということで、その時点では誤りとは思っていなかったということで、私自身ちょっとこの話聞いていなかったものですから大変申しわけございませんが、もしそれを聞いていたら、もう一度精査したらというふうには言えたのかなとは思いますけれども、それ以前に決裁の時点でしっかり確認できていなかったところが私の落ち度でもありますので、そのあたりも含めて今後は課内でも話はしたところなんですけれども、いろんなものの共有と今現時点で税務課としては先月の課税ミスもございまして、町民の方からの信用も地に落ちている状態ですので、くれぐれも慎重に業務を進めるということで課内でも話をしたところでございます。

以上でございます。

- ○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。
- ○議員(三原 明美君) 平成30年度川南町一般会計補正予算(第2号)、44号です。

7月24日に総務課の課長と税務課の職員がみえて、こういうことがあったという説明をされて、そのときに再発防止策として3つぐらい挙がっていました。マニュアルやチェックリストを作成し、根拠資料との突合や検算等を徹底するとか、普通交付税に関する決裁について担当課ではなく総務課合議等して厳重に精査する、交付税制度内容の理解をより一層深め、算定業務に慎重に取り組むと書いてありました。

しかし、これって当たり前のことではないんですか。今までをそれをしなかったことがおかしいのではないですか。これはそこら辺の家計簿ではなく公金なんですよ、その重要性がわかっていらっしゃるのでしょうか。職員は自らが担っている業務には、職務上の注意力の全てを用いてするべきです。しかし、人間ですからミスはあるかもしれません、私もあります。しかし、そのミスを事前に防ぐために上司がいるわけでしょう。その上司、管理職が管理するのではないのでしょうか。管理職はその仕事を放棄していると言えるのではありませんか。

また、厳しいことを言いますが、この不始末を起こした職員、管理職の処分はどう考えていらっしゃるのでしょうか。また、町長の責任はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

それと、今回の減額相当分については来年度交付決定と書いてありますが、この交付決定 は書面にて交わされているのですか。期日がきちんと書かれている書面があるんでしょうか、 間違いはないのでしょうか。お聞きいたします。

〇町長(日高 昭彦君) 上司の主席ということで、御指摘のとおり最終責任は私にありますので、全てのことにおいての責任は私にあります。あと細かいことは担当者に答弁させます。

○総務課長(押川 義光君) 三原議員の御質問にお答えいたします。

三原議員おっしゃるとおり、本当に今回の分については大変申し訳なく思っている次第で ございます。

それを受けて、やはり先ほど申しましたとおり、本来であれば今まできちんとそれぞれの 課できちんと報告し、今までは事件も起こらなかった。これは逆に言うと、本当に幸いだっ たのかなというふうに思いますが、やはりこれではいけないということで、我々も深く反省 しているところでございます。それで、次にどうするかというのが一番の課題であるという ことで、いろいろな手法、手立てをもって防ごうということで、今職員一同思っているとこ ろでございます。

それから、書面での取り交わしがあるのかということでございます。普通交付税については、率直に言いまして、書面の取り交わしはございません。ただ、市町村課発表のマスコミに発表されている主な特徴の中の文言として、これは県が作成しておりますが、その中で来年度交付予定ということで記述もございますし、地方交付税法の第19条の中に、翌年度以降に錯誤分については交付するという文言もございます。法令と県の広報文、それ等の記述で我々としては確認をしているという状況でございます。それから、一点、申し訳ありません。先ほどの徳弘議員の御発言の中で私の表現がまずかったぶんがございました。めくら判と言う表現をしてしまいましたが、これにつきましては不適切な表現でございますので、内容不確認判という訂正をお願いします。

- ○議長(川上 昇君) どうぞ続けてください。
- ○総務課長(押川 義光君) すみません、職員の処分についてということでございます。 川南町には職員の懲戒に関する指針というのがございます。その中で不適切な事務処理に よって多大な影響を及ぼしたと、不適切な事務処理によって、故意あるいは過失という文言 がございましたけれども、多大な影響を与えた場合には、その内容に照らして、そして停職、 減給、戒告という処分内容がございました。そういうものに照らして、きちんといろんな聞 き取りも行った上で最終判断をしたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議員(三原 明美君) 不適切な処分、不適切な処分ではないんですかね、これ。多大な 迷惑をかけているんではないんですか。この3億幾らという金額をもし預金をしていたら、 預金利息が1年間で約3万円、微々たるものかもしれませんが、3万円もつくわけですよ。 町民に対して3万円もの迷惑をかけるわけですよ。これをもし基金がなく、もしですよ、基 金がなく銀行から借り入れるとしたら、1年間600万円の利子を払わなきゃいけないんです よ。多大な迷惑になるんじゃないですか。

ただ、今回は基金があるのでそれを使っておくということでしょうけど、それはもちろん そうしなければ、この川南町の財政が回っていきませんのでよくわかるんですが、こういう 業者はいろんな失敗をしてミスをすると指名停止しましょうとか書かれますが、何もその職 員さんに対しては何もないというわけではないですよね、お聞きいたしますが。

〇総務課長(押川 義光君) 三原議員の御質問に再度お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、職員の懲戒に関する指針の中で、先ほど申しましたとおり不適切な事務処理という項がございました。そういうことで、それに照らして現在いるということでございますので、何もしないという話ではございません。もちろん担当した職員、それからそれを管理監督に当たった職員につきまして、それに照らしてきちんと対処しますというのが私の回答であったところでございます。

それに至るまでに、やはり顛末書なりそういう本人からの事情聴取とかそういう手続等が ございましたので、現在の段階では、まだその処分という形にはなっておりませんが、それ に照らしてきちんと対処していくというところでございます。

以上です。

○議員(三原 明美君) 職員の意識改革、監視体制の強化、暫定対策ではなく恒久対策を しっかりとやってもらいたいと思います。

ここに書かれている、いただいた再発防止策ではまた起きるのではないかと心配です。もっと質の高い、町民に私たちがちゃんと納得してもらえるような具体的な対策をお示しください。もういいです。

- ○議長(川上 昇君) 答弁はいいですか。
- 〇議員(三原 明美君) いいです。
- ○議長(川上 昇君) はい。ほかに質疑はありませんか。
- ○議員(安藤 洋之君) 議案第44号について質問を申し上げます。

先ほどの提案理由の中にもありましたとおり、今回の減額となった普通交付税については、翌平成31年に交付する予定でありますという町長からの説明がございました。総務課長も何回も答弁されておりますけど、それは本当に3億2583万4000円が全額交付されるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○総務課長(押川 義光君) 安藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたとおり、報告数値がきちんとありますので、それも県と確認しまして最終的に何も変わらなければ、来年その金額が交付されるということで算定ルール上はそうなっております。

- **〇議長(川上** 昇君) ほかに質疑はありませんか。
- ○議員(林 光政君) 私は、もう同僚議員がいろいろ質問しましたので同じことになりますけれども、住民の声をちょっと聞いたんです。ただ謝りだけで済むのかという声もありましたので、そしてさっきから総務課長、税務課長さんがいろいろ職員のことを話しておられます。大体、私たち素人でも前年度の数字、金額と自分が書いた今年の金額は照合して提出するべきものであって、私たちもちょっと事務かじったんですけども、特に県とか国に出す数字については、一にも二にも三にも、再度検査をするべきであると私は思います。

総務課長がみえたときに、次回からは、再度再度、検査をしますとおっしゃっていましたが、さっき三原議員もおっしゃいましたように、ここに再発防止策が三点挙がっておりますけれども、これがただの三点で終わらないように、今後は、なお一層の引き締めをして事務にあたっていただきたい、そう思います。

終わります。

- ○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。
- **〇議員(蓑原 敏朗君)** 今まで同僚議員にいろいろ質問されて、質疑されております。重なる部分もあるかと思いますけどお許しください。

今回、前代未聞と言っていいと思います、このような普通交付税の算定基礎にかかわる部分の報告について大きなミスがあったわけですけど、その点についてお尋ねをいたします。

まず、総務課長と税務課職員が私のところに――、来なくていいよと言ったんですけど、説明に来られました。そのとき、私も行政経験があるものですから、もちろん第一義的には事務ミスを犯した川南町がおかしいよと、でも、なぜ県も気づかなかったんだろうねと言ったら、なぜでしょうねと、あたかも県も気づかなかったような御発言をされました。なぜあのような、県も気づかなかったんですよと、県から問い合わせがあったのに、川南町はそういうことはなかったんですよと、報道等ではなっていますけど、そのときは県も気づかなかったんですという発言を私にはされました。何でそんなようなことを言われたのか。

それと、これも同僚議員、質問されておりますけど、システム、事務職員の配置等に問題はないのかと。最近、非正規職員が多くなってきております。非正規職員、一生懸命やられていることは十分認識し、認めておりますが、その負担が報告者等にもかかって、そのようなミスを犯すシステムにはなっていないのかと。

それと今回、春の人事異動では、税務課においては課長、補佐が一遍にかわっております。 その辺の配慮はすべきではなかったんでしょうか。そのような、事務処理システム上、場合 によっては防げたんではないかというようなことも感じるわけです。

それと職員の処遇について関わる点ですけど、犯した事務への戒めもあるでしょうけど、 後に続く方々って言うんですか、こういったことをやったらこういうことになるんですよと いう戒めの意味もあると思うんです。その辺は適正に処理していただきたいと思うわけです。 それと、これはテレビ報道ですけど、住民への迷惑はかかっていませんよというような報

道がありました。ちょっと問い合わせたら、役場の、はっきり言うと総務課からの連絡でそういうふうなことでしたということでしたけど、私、先ほど同僚議員が言いましたけど、今回、財政調整基金を取り崩しております。取り崩さなければ、わずかであっても預金金利がついたはずであります。それらについても、これは住民への大きな迷惑だと私は考えます。その辺をあたかも大したことではないようなことに聞こえるようなことではどうなんだろうと思います。

それと最初にお見えになったときに、剰余金及び財政調整基金で不足分は補うというよう

なことを書いてあります。剰余金って――、余剰金ですね、すみません。余剰金って何だろう、通常、私達の地方自治体の財政処理上、多分、繰越金のことを言うんだろうと思いますけど、あたかも余ったお金を使い回すから問題ないんですよというふうにとれるようにみえるわけですけど、その辺の説明をお願いいたします。

○総務課長(押川 義光君) 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

御訪問させていただいたときに、県も気づかなかったという発言についてですけれども、これにつきましては最終的な段階での話でありまして、途中の電話のやり取りというのは、問題ないですかという指摘はございました。それに対して、こちら側が問題ないというような答えをしていたと。

最終的に前年度と比較して、非常に3億8000万円違うのでちょっとおかしいかなという気づきはなかったという意味での、県の担当の気づかなかったという発言でございますので、もし言葉足らずでありましたらお詫びしたいというふうに思っております。

それから非正規職員についてのお話でございますが、先ほども三原議員の御質問のときに答弁いたしましたとおり、交付税関係の担当の職員は以前からもでしたけれども、職員のほうで担当をしております。そういうことから、おっしゃる分は我々も確かに今の情勢の中で、以前とすると職場環境がかなり変わってきているのも私達も感じております。そうしながらも、やはり職員が責任においてきちんとやるようにということで、職員同士のやり取りをやっているというところでございます。ただ、このようなミスが生じたことにつきましては、やはりその部分でも非常に我々の指導が足りなかったのかなというところは大いに反省しているところでございます。

それから異動についての配慮ということでございましたけれども、私事で大変恐縮でございますが、平成21年に農林水産課にいたときも全ての係長、課長補佐、課長も、私が当時課長になりましたけれども、全て異動で変わりました。これにつきましては蓑原議員もよく御存じだと思いますが、どうしても動かさざるを得ない異動というものがございます。その場合には、やはりベテランの職員をきちんと残して、その課が運営できるようにという配慮のもとに異動を考えられていると。私の権限では、全てを私がということではございませんので、人事権につきましてはやはり町長、副町長の権限でございますので、そういう配慮をしながら、我々としては事務方としての提案をしているというのが現状でございますので、今後もそのような体制で臨んでまいりたいと。

当然、町民の方々に非常に困惑とか迷惑をかけるような体制をとらないというのが人事異動の基本でございます。ただ、そう言いながらも、いろんな職員にいろんな経験をさせるというのも当然必要なことでございますので、おおむね本町では4年を目途に異動をするように現在は行っているところでございますが、どうしてもそこの仕事を回す、きちんとやるときに、どうしても仕方ない部分で、6年、7年という方が生じることもあるというのを御理解いただきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、一番のやはり最後に御指摘ありました大きな住民の迷惑であるということは痛感しておるところでございます。担当職員がマスコミ対応でお話したことについては、やはり今回のことで大きく動揺されることがありますので、そういうことを防ぐためには、やはりきちんと動揺を抑えると言ったらおかしい話ですが、当然、我々職員としては、住民の方に多大な迷惑をかけているということは常々も、7月からずっと話をしていますし、頭の中に十分叩き込んだことだと、私も含めてですけれども、そういうふうに思っております。

そういう意味から、迷惑がかからないように対処をするというようなことで、こういうような発言になったかというふうに思っております。それをマスコミのほうの方々が記載されたというふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○議員(蓑原 敏朗君) いろいろ反省の弁を述べられましたけども、反省は当たり前だと思います。本当、大いに反省していただきたいと思うわけですけど、それと先ほど言いましたけど、二重のチェックをこれからやりますと。これはこれからではなくて、今までも当然やるべきであったことだと私は経験上思います。何で今さら、それは組織内、第一の、税務課内でもやるべきだっただろうし、交付税担当の総務課との間でも二重チェックちゅうのは当然やるべきだったんだろうと思います。これは反省っていうんですか、何て言うんですかね、言い訳にしか私にはちょっと聞きませんけど。

それと異動についてですけど、異動は副町長の権限ではありません、町長の権限ですので、 そこは認識しておってください。異動の権限者は町長ですので、総務課長にはないというこ とは十分認識しております。ただ、総務課長の立場上、やっぱり異動については助言等も当 然求められるでしょうから、その辺は適切なアドバイス等をやっていただきたいと思います。 一つ気になるんですけども、二重チェックちゅうのは今まで全くなかったということなん ですか。

〇税務課長(日高 裕嗣君) ただいまの蓑原議員の御質問にお答えいたします。

私も4月に来たところでございまして、今回、初めてその決裁を見たところなんですけれども、合議欄に総務課とかの記載がなくて、税務課だけでいいのかなというちょっと疑問は感じてはいながらも、前のを見るとやっぱりそういう形で出されていたようでしたのでということで、ここは私も配慮が足らなかったということで反省しているところでございます。以上です。

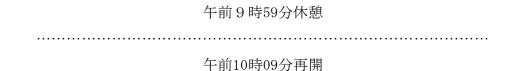
- O議員(蓑原 敏朗君) ということは、二重チェックは今までやっていなかったということ。
- ○税務課長(日髙 裕嗣君) はい、そのとおりでございます。
- ○議員(蓑原 敏朗君) 今まで二重チェックは他課との間、担当課内でもなかったという ことだそうですけど、非常に残念だと思いますけど、正直言いまして、今まで私も議席、こ の町議会に席をいただいて3年半になりますけど、何度この場で「二度と起こしません」と

いう言葉をお聞きしたかわかりません。

過去を振り返ってみても、事務執行上の間違いやミス、具体的に言いますと、今ちょっと 思い出すだけでも地方自治法違反、細の公園の関連ですね、それと運動公園の駐輪場の問題、 建築基準法のミス、それとごく最近では地方財政法、割り当て寄附に当たると思われる便利 帳をつくる事務等についても、反省しております、二度としませんというようなお言葉を言 われてますけど、ただ、その事実は認めながらも、住民に迷惑がかかっていないよと、大き な損害は与えていませんよと何か言い訳がましく聞こえる姿勢が私には伺えるわけです。

今回も、余剰金とか金は返ってくるから問題ありませんよと、何か反省の度合いが薄いような気がするわけです。そのようなことでは、また同じようなミスを、間違いを犯されるんじゃないかという懸念を感じるわけですけど、その辺のことをもう一遍お伺いさせてください。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。10分間休憩します。



- **〇議長(川上 昇君)** 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。
- ○議員(蓑原 敏朗君) できたら町長のほうの見解。
- **〇町長(日高 昭彦君)** 何度も御指摘いただいてございますし、最終的な責任は私にありますので、私が指示したところで職員に動いていただいているということでございます。
- **〇議長(川上 昇君)** ここで総務課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。
- **〇総務課長(押川 義光君)** 先ほど蓑原議員の御質問の中で、私、若干不適切な表現をしたというところでございまして、「舌足らず」というような表現をしてしまいました。これにつきましては「言葉足らず」ということでございまして、お詫びして訂正させていただきたいというふうに思います。
- **○議長(川上 昇君)** 蓑原さんのほうは、答弁はおありですか。ほかに質疑はありませんか。
- ○議員(児玉 助壽君) 議案第44号平成30年度川南町一般会計補正予算(第2号)について伺います。

この平成30年度7月25日の新聞を読みますと、担当者が誤って国に過大な税収額を報告したことが原因であると書いてありますが、あたかも担当者のミスのように書いてあるわけですが、これはもう、この当初予算はもう2カ月から3カ月前からもう、ずっと積み上げてきてつくるやつであるわけですが、であれば前年度実績見ると、これは一目で過大な請求とわ

かるわけですけど、これはこの計算する総務課が当たり前のことをせんで、当たり前でないことが起きておるわけですが、当然その提案者は、この川南町の自主財源比率が以前は33%ぐらいでしたか、今、ふるさと納税でどのくらいになっておるか知らんけども、40%満たんそこそこだと思うわけですよ。

そういう中においては、こういう交付税、その他のこの国からの依存財源に頼らなならん 状況下においてですよね、こういうミスを犯したら町の財政運営はできんはずですよ。それ をチェックせんちゅうことは、これは提案者、総務課のこれは大きなミスだと思います。あ たかも担当者が悪いようなことを言うけんどんよ、それでこの影響額は約3億8000万円とみ られる減額相当分は来年度交付される予定となっておりますが、この減額相当分は幾らにな っとですか。それでこの減額相当分を来年度交付されるという明確な根拠を伺いたい。

それから、この総務課長はこの事案が発覚したとは7月初めちゅう説明でありましたが、 当然、7月初めにそれに気づいたら、もう歳入不足が発生するわけですが、財源不足が、財源不足が、財源不足が発生することが予測されるのに、これは9月に、この最初持ってきたのは9月の補正でこれは補填するようなことを書いてあるけんどんですね、歳入と歳出は一体となったものでありますから、歳入が不足しているのに、なぜ7月から今の1カ月事業実施できますか、その根拠を伺います。絶対出来んはずですわ。

総務課長は当初で組んでおるからできるちゅう言うけんどんよ、歳入と歳出は一体となったものです。財源が不足したら全部の財源が不足するわけですから、もう、その気がついた時点からよ、もう当初からですよ、4月からこれは違法とは言えないまでも不適切な支出を行っておるわけですよ。それをなぜその気がついた時点で改めようとしないのですか。

これ電話でも言ったんですけど、いろいろこの再発防止をうたっておるけんどんよね、再発防止がよ、その間違いを認めたらすぐそのとき是正して、正しい方向に持っていくとが再発防止じゃないですか。なぜ今ごろ再発防止をのたまっておるとですか、何を言っとんですか。

この減額相当分は幾らですか。来年度交付されるという根拠を伺います。これ如何では、 住民には迷惑かけておらんと言いよるけんどん、これ如何では町にこの来年度交付されると いう減額相当分を町に損害を与えたことになりますよ。

○総務課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

明確な来年度交付される予定の根拠ということから、まずお話したいと思います。

先ほどの三原議員の質問のときにも答弁いたしましたとおり、地方財政法の19条に基づいて交付予定であるという根拠でございます。それから、どうしても県の市町村課を通じて交付されるようなところもございますので、そういうことから県の広報等にも表示されているということが根拠でございます。

それから、財源不足について7月にわかっていたのに、7月になぜ財源調整をしなかった のかという御質問でございましたが、これにつきましては一応、普通地方交付税分の交付関 係がございます。

前年度の実績に基づいて7月までは概算交付をされるところでございます。議員も御承知のとおり、当初予算は年間分の予算として見込み計上しております。それの根本的なところは、すみません、先ほど7月と申しましたが、6月に概算交付の前年度を基礎に6月に概算交付されます。4月と6月に概算交付されますけれども、その段階では前年度を基準に交付されますので、あと残りが2回交付されます。その2回分で調整されるということから、次の交付は9月以降でございますので、その段階で予算の構成と。

もちろん予算は年間予算で全ての歳入歳出を組んでおりますので、当然、その執行につきましても執行計画をきちんと四半期ごとに確認しながら執行しております。そういうことから9月の段階での調整という形で考えていたわけでございますが、数々の御意見をいただいた段階で御意見のとおりという判断をして、今回の臨時議会ということで財源調整をさせていただくということになったところでございます。そういう事情から、7月にわかっておりましたが、我々としては予算の計上の上からはそういう判断をしたというところでございます。以上です。

○議員(児玉 助壽君) そしたら、来年度、この減額相当分、幾らになるかわからんだろうと思うけんどん、が来年交付されるちゅうことは、今年もちゃんとしておれば、そのこういう三億何ぼかまでは交付されんでも、町のその固定資産税に相当する額が今年も交付されたってとれるわけじゃが、ちゅうことは、この減額された分だけ今年は町に入ってこんちゅうなるかいよ。町に損害与えたことにならんですか、私は損害与えたことになっとると思う。これはミスじゃったら、来年もこの過大請求した交付税は下りてきません。

6月じゃの、7月じゃのわけわからんこと言ったけんどんよ、この前の昨年でしたか、尾鈴大橋の何でも言うたけんどん、町単独事業になっとって、そのかわり後で町道の舗装に使うたけんどんよ、そういうことばかりしておるからよ、もうその予算がどういうもんかわからんじゃないですか。

この今回の臨時議会になったんじゃけんどん、俺は電話で話したじゃけんどん、総務課長もう覚えておらんと言うかもしれんけんどん、すぐ臨時議会を開けと言うたら、じゃから、四半年に1回補正でするから直近のと言うけんどん、そういう考えだからこの、もうそれじゃったら7月、8月、9月、3カ月財源不足のまま予算執行になるわけじゃがよ。というわけわからんこと言いよるけんどん、この前年度決算の余剰金を充て、9月計画だったけんどんよ、そもそもこの余剰金ちゅうのはね、これは議会の議決得て、これは使わなならんお金になるわけだからよ。9月の補正に上げた場合ですよ。決算認定もある、この決算認定を議会が認めん限りは剰余金処分はできんとよ。何でこういうことが書けるかよ。いまいち俺は、その議会の議決とか予算そのものの仕組みがわかっておらんのじゃないですか。町長、この文書を出しておることでんよ、町長は決裁しておるはずやわ。提案予算書もちゃんと決裁して提案しておるわけですからよ、担当課のミスになるのはこれはあり得ません。提案者のミ

ス、もしこの今年、この減額相当分が来年に交付された場合は、これは町に提案者が嘘の予算を提案して、町に損害を与えたことになるわけですが、そうなりませんか。総務課長、町長、ちゃんと答えてください。

〇町長(日高 昭彦君) 先ほども答弁させていただきましたが、最終的な責任は私にありますが、私が指示した仕事は担当にやっていただいております。

○総務課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

電話のやり取りで9月と言ったというところでございますが、そのときの電話のやり取り というのは、我々の計画としましては、先ほどから申しましたとおり、執行計画あるいは収 入の計画等を勘案しながらやってきております。

普通交付税のシステムとしては、これは御理解いただきたいところでございますけれども、4月と6月、先ほど申しましたとおり、前年度の実績をもとに4月、6月は概算交付という形で、交付税の算定の最終確定までいかないときには概算交付で4月、6月は入ってきます。そういうことから、やはり予算上は4月、6月は担保できますので、そういう意味から9月でという判断をしていて、説明書き、あるいはマスコミに対しての説明では、年間予算の中での9月でこの減額分、交付決定については調整すると、その段階では例年どおり、余剰金という表現にしておりましたけれども繰越金、結果的に前年度使わなかった金額が出て

ただ、いろんな方々からの御意見をいただいて、本日、臨時議会を開催するに当たりまして、その繰越金等の財源はまだ議員おっしゃるとおり見込めませんので、財政調整基金で対応ということで今回提案しているところでございます。

まいりますので、決算とあわせて提案をするということで見込んでおりました。

それから減額分についての損害の件でございますけれども、単年度決算の中では、確かに 町民の方に御迷惑かけると、先ほどから答弁しておりますとおり御迷惑かけるということで ございます。ただ、その中で今までの財政の調整を行うための基金を利用させていただいて、 町民の生活に混乱を与えないためには、当初予算で組んでおります歳出に対して歳入は財政 調整基金を繰り入れて対応すると、そして町民生活に影響を与えないように計画どおりやっ ていくというのが今のところの私たちの見解でございます。

それから、先ほどもう一つ、7月になぜというふうなこともありました。その原因の一つは、やはりこの先ほど申しましたとおり、7月24日までは国の閣議決定が終了しないと。その前に、事前に市町村で動くわけにはいかないという事情もございます。最終的に国が判断して交付してくれるものですので、7月24日までは全く動けない状況であったことは御理解いただければというふうに思います。

いずれにしても、先ほどから申しましているとおり、多大な影響、迷惑をかけたことを事 務担当として深く反省し、お詫び申し上げたいというふうに思っております。以上です。

○議員(児玉 助壽君) 要はこの、これ7月初めに気がついたんじゃけんどん、どうにかなれば隠そうというような考えだったけんどん、新聞に報道されることになったから説明に

来ただけのことでしょう。

大体、この予算の仕組みについてですが、町村の予算は町村が年頭に実施したい事務事業にどれぐらいの経費をかけるか、一方、それを賄うために必要な財源をどのように調達するかを計画して、これを金額で表示したものである、つまり予算はその町村の1年間の収入と支出の見積もりであると同時に、住民に対してはこの年度にどれほどの構想、効果を義務づけることになるか、またはその見返りとしてどんな行政サービスを行って、福祉向上に努めることにするかを約束するものなのですよ予算は。

したがって、予算が堅実なものでなければ、日頃いかに住民の福祉向上及びまちづくりの 理想を掲げていても、その実現は難しいばかりか、そうした不健全な状態が続くと、財政自 体が行き詰まり、新しい事業は一切できなくなって、活発な行政の展開を計画的に行うこと は不可能となりますが、去年の6月でしたかね、さっきも言いましたが、尾鈴大橋の建設工 事でも、当初に組んでるからどんな使い方してもいいようなことを言ったけんどんよ、同じ 予算じゃから、色がついておらんから、どんな使い方していいようなことを言ったけんどん よ、色がついてないからちゃんとしていかなければいかんとではないですか、総務課長。

○総務課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。

議員が先ほど読み上げられたとおり、まさしくそのとおりでございます。1年間の見積もりが予算でございます、おっしゃるとおりでございます。行政サービス、福祉向上を約束するのが年間の当初予算でございます。おっしゃるとおりでございますので、そういうことを考えたときに、我々としては歳出を削減するという方策はとれない、そういうことから考えたときには、やはり今回のように財政調整基金を充当して、町民の生活に混乱を招かない、行政活動を活発に行うために財源更正を、組み替えをさせていただきたいということで提案しているところでございます。

それから新聞報道につきましてですが、これは県から発表したというふうに先ほど議員おっしゃられましたけれども、これは川南町としても報道機関に川南町のコメントとして県と同時にですね、県もマスコミにそれこそ報道機関にコメントを出しましたけれども、あわせて川南町のコメントとして発表しております。隠ぺいというようなところには当たらない、自らこの事態を公表し、今後の対策なりを報道機関に公表したところでございます。

以上でございます。

- **〇議長(川上** 昇君) ほかに質疑はありませんか。
- ○議員(税田 榮君) 議案第44号平成30年度川南町一般会計補正予算(第2号)についてですけれど、今この臨時議会の内容は、この役場の中には放送されているのですか。一つ、それをお聞きします。(「どっち、されておった、されていないです。」と呼ぶ者あり)いいですか。
- **〇議長(川上** 昇君) 議案の質疑をお願いします。
- **〇議員(税田 榮君)** ということになれば、私、町長に言いたいんですけど、この問題

はここにおられる方、そして特に議員の今言った言葉は、私は全職員が聞くべきだと思うんです。そういうことになれば、この会議が終わった後、近日中に町長は全職員を集めて、ちゃんとこういうことをやったということを知らしめんといかんと思うんです。

この放送がこの役場内にされておるなら、おる人は聞いたかしれません。でも職員の中には役場外に出て仕事をしておられる方もおられるはずですので、私はそれをいかに大事なことで、いかに町民に迷惑かけて、議会がどれだけ私たち執行部を追求するかということを言わんとだめだと思うんですよね。それについて町長、どう思われますか。

- **〇町長(日高 昭彦君)** まさに御指摘のとおりでありますので、既に職員にはそういう通知はしております。
- **○議員(税田 榮君)** そういうことですので、私はそれをぜひやってほしいということをお願いしまして、質疑を終わります。
- ○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第44号平成30年度川南町一般会計補正予算(第2号)について討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 討論なしと認めます。(発言する者あり) 暫時休憩します。

午前	前10時36分休憩
午前	前10時45分再開

O議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論です、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(川上 昇君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。
- **○議員(蓑原 敏朗君)** 議案第44号について、さまざまな注文を付しながら、賛成の立場で討論をいたします。

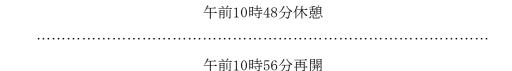
今回の補正予算は地方交付税の報告にかかわるミスにより歳入欠損が生じ、歳入について 不足分を財政調整基金で補うというものであります。

今まで過去にも事務執行上の間違い、ミス、例えば地方自治法、建築基準法、地方財政法 に抵触と思われる間違い等があったわけですけど、その一部についてその事実は認められな がらも、住民の迷惑はかけていなかったとか、大きな損害は与えていませんよとかいう言い 逃れともとれる姿勢が伺えたわけです。

今回もそういった姿勢は、態度はないものでしょうか。そういった姿勢を貫かれるのであれば、また同じようなミスを犯しかねないと私は非常に懸念を持つものであります。事後処理を適正な処理を進まれることをお願いしておきたいと思います。今回の補正予算では正しい形にするということでありますので、不本意な気持ちも含めて賛成討論いたします。(発言する者あり)

○議長(川上 昇君) 先ほど議運のほうも検討しましたので、もう本日はこれで流れ……。(発言する者あり)

暫時休憩します。



○議長(川上 昇君) 会議を再開します。(発言する者あり)休憩前に引き続き、会議 を続行します。

本日は臨時会で委員会付託をしませんので、このまま会議を続行します。 (発言する者あり)

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) これで討論を終わります。

これから議案第44号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。8名。

[起立多数]

〇議長(川上 昇君) 起立多数であります。

したがって、議案第44号平成30年度川南町一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました 議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 異議がないのでそのように決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで平成30年第3回川南町議会臨時会を閉会します。

午前10時58分閉会